

営業時間短縮の協力要請について

本県では、新型コロナウイルスの深刻な感染状況が続いていることから、感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づき、下記の対象施設に対する営業時間（ホテル・旅館においては飲食提供時間）短縮の協力を要請します。

令和3年1月22日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 1 要請区域 山梨県全域
- 2 要請期間 令和3年1月25日（月）0時から令和3年2月7日（日）24時まで

3 対象施設

施設の種類	内訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック（接待又はカラオケを伴うものに限る。）、カラオケボックス、ライブハウスで、山梨県の特措法第24条第9項に基づく協力要請において休業等の協力要請（以下「休業等の協力要請」という。）を個別解除された施設
ホテル・旅館	休業等の協力要請を個別解除されたホテル又は旅館及び休業等の協力要請の対象となっていないホテル又は旅館のうち、宴会場など専ら飲食を提供するスペース（宿泊部屋を除く。）
食事提供施設	飲食店（居酒屋、接待及びカラオケを伴わないバー・スナックを含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスのみを提供する場合を除く。）

- 4 要請内容 営業時間（ホテル・旅館においては飲食提供時間）を5時から21時までに短縮するよう要請します。